

## 岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書

岐阜県教育委員会 教育長 様

岐阜県立学校体育施設開放事業に係わる学校体育施設の利用にあたっては、岐阜県立学校体育施設開放要綱等を遵守いたしますので、下記のとおり岐阜県立学校体育施設の利用団体として登録を申請します。

登録区分		新規登録	登録情報変更	登録廃止
関する 団体 情報	ふりがな			
	団体の名称			
	住所	〒		
	利用の目的 (種目)			
関する 団体 代表者 情報	ふりがな			年齢
	氏名			歳
	住所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス			
関する 団体 担当者 情報	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス			

## 【注意事項】

- 岐阜県立学校体育施設の予約を行うためには、利用を希望する県立学校で別途「岐阜県立学校体育施設利用申込書【様式5-1】」の提出が必要となります。
- 申請できる者は、スポーツ活動を目的とした県内に在住、在勤又は在学する構成員を10人以上有し、かつ、成人の代表者がいる者に限ります。
- 岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿【別紙】を作成し申請書と合わせて提出してください。
- 利用団体の規約（規則）がある場合は申請書と合わせて提出してください。
- 代表者の本人確認をするため下記の身分証明書のコピーを申請書と合わせて提出してください。
- 利用団体審査後、岐阜県教育委員会から岐阜県立学校体育施設利用団体の承認について（通知）【様式2-1】又は【様式2-2】を送付します。  
送付した承認の通知については、利用団体において保管してください。
- 本申請書及び必要書類はメールで岐阜県教育委員会体育健康課へ提出してください。送信先メールアドレス：c17769@pref.gifu.lg.jp
- 通知はメールで行います。岐阜県教育委員会体育健康課からの（c17769@pref.gifu.lg.jp）のメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信できるように設定してください。
- 提供いただいた個人情報は岐阜県立学校体育施設利用団体登録手続及び岐阜県立学校体育施設利用許可手続のみに利用します。

登録年月日	※ 令和 年 月 日	利用団体 登録番号	※
-------	------------	--------------	---

※登録年月日、登録番号については岐阜県教育委員会にて記入します。

代表者確認	免許証 健康保険証 学生証 住基カード その他 ( )	受付者	
-------	--------------------------------	-----	--

# 開放施設利用に係る注意事項

岐阜県立学校体育施設を利用するにあたり、下記の事項を遵守し、団体の構成員にも周知します。

## 記

- 1 岐阜県立学校体育施設開放要綱等を遵守してください。
- 2 県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度※で利用してください。  
  
※節度ある態度とは、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員に対しても、大声で怒鳴る、暴力をふるう等の粗暴な態度をとらないことを指します。
- 3 火気に注意し、敷地内及び学校周辺での喫煙はしないでください。
- 4 貴重品、脱衣等の管理は、利用団体で行ってください。
- 5 開放施設等は大切に利用し、利用後は清掃、後始末、原状回復（利用前と同様の状態）してください。
- 6 開放施設等を損傷又は亡失した場合は、その損害について利用団体が賠償してください。
- 7 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、県及び学校は負いかねます。
- 8 利用団体の代表者は、開放施設利用中の事故等の未然防止に努めてください。
- 9 利用中に起きた事故や開放施設等の損傷等が生じた場合は、速やかに利用していた学校に報告してください。  
また、損傷等が生じた開放施設等は原状回復（弁償）してください。
- 10 自動車、自転車等については所定の場所を利用してください。（利用団体において整理員を配置し責任をもって整理してください。）
- 11 時間区分を厳守してください。午前8時～12時、午後13時～17時、夜間18時～21時  
（準備、撤去は利用時間内に利用団体で行ってください。）
- 12 利用団体が使用する用具等は、利用団体において持参してください。
- 13 ごみは利用団体で持ち帰ってください。
- 14 緊急地震速報等があった場合は身の安全を確保する行動に努めてください。
- 15 その他、開放施設等の利用に関することについては、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従ってください。
- 16 学校行事等のため、利用許可を取消す場合がありますのでご承知おきください。
- 17 その他児童生徒の教育活動や管理上支障があるような利用はしないでください。
- 18 利用を予定している学校の学校体育施設紹介に記載されている注意事項等を必ずお読みください。

上記の内容を守れなかった場合や、申請や許可の内容が事実と相違していることが確認された場合は、利用の停止及び利用団体登録を取消す場合があります。